

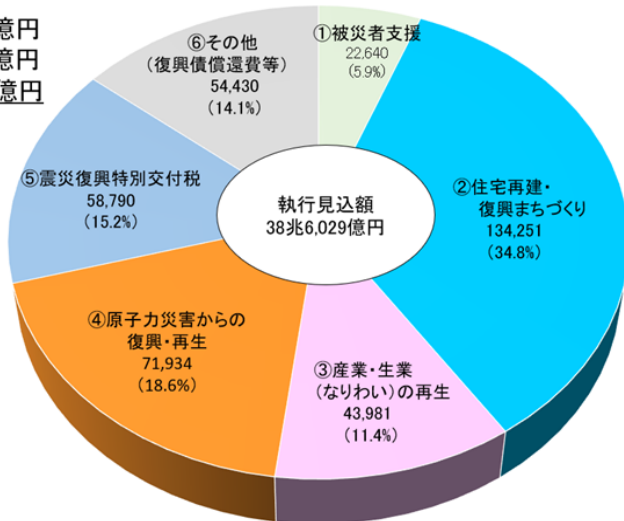
6. 予算・税制（2章）

■ 財源・予算

- 一 発災当初から復興期間の事業規模の見込みを示した上で、あらかじめ財源を示す「復興財源フレーム」を策定。
- ※ 当初5年間で19兆円程度。累次の見直しを経て15年間で32.9兆円程度の見込み。
- 一 復興財源は歳出削減・税外収入等と時限的な税制措置（復興特別税）により確保（復興特別税等による収入が確保されるまでのつなぎとして復興債を発行）。
- 一 復興に係る国の資金の流れを透明化するため、東日本大震災復興特別会計を設置（24年4月1日）。

[復興関連予算の執行内容（平成23年度～令和2年度）]

- 支出済歳出額：381,711億円
- 繰越額：4,317億円
- 執行見込額：386,029億円



(参考) 平成23年度～令和2年度の復興財源フレーム対象経費の執行見込額は31.1兆円程度
※ 復興財源フレーム対象経費は、復興事業費から東京電力への求償対象経費、復興償還費等を除外等したもの。

■ 税制・交付税・復興基金

- 一 広範囲にわたって甚大な被害が発生したことに鑑み、阪神・淡路大震災より深掘りした税制特例を措置。さらに復興を加速化させるため復興特区税制を創設。また、福島特措法に基づく税制措置により、避難解除区域等における事業再開や新規立地促進等を支援。
- 一 被災地方公共団体の財政規模をはるかに上回る財政需要が見込まれることから、「特例中の特例」として、震災復興特別交付税の創設により地方負担額を全額措置。
- 一 地域の実情に応じて、住民生活の安定やコミュニティ再生、地域経済の振興等に、単年度予算の枠に縛られず弾力的、かつきめ細やかに対処できる基金創設のため、特別交付税を措置。（県が基金の使途・運用方式選択の判断を行う。）

■ 主な評価・教訓

- 一 「復興財源フレーム」の策定により、被災自治体が安心して復興事業に取り組むことが可能となった。
- 一 復興財源について、学術会議等からも提案のあった増税によって確保したことには意義があるとの評価がある。
- 一 復興予算について、スピード感を優先して自治体の裁量をどこまで認めるべきか、国がどこまで方向づけすべきかを考えることが必要との意見もある。
- 一 地方負担がゼロだったために事業が過大になったとの指摘がある。
- 一 復興基金の運用は、長期的に必要なソフト支援のために、あらかじめ複数年度にわたるNPO等の活動を助成する等柔軟な対応ができる財団方式にすると良かったとの指摘もあった。